

パブリックコメント手続の概要

1. 制度の目的

パブリックコメント手続を実施することにより、重要な政策形成の過程における公正性及び透明性の向上を図ります。さらに、市民の皆様の市政への参画機会を拡大することで、市民参加による開かれた市政を推進します。

2. 意見等を提出できる市民等

市民とは、通常はその土地や地域に居住して暮らしている人々を指しますが、本手続の対象となる政策等の中には、こうした市民だけでなく、市内で日常的に活動する通勤・通学者、さらには在住・在勤等以外の者で納税義務を有する方などにも影響があることから、次の方々から意見等を頂きます。

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

3. 対象となるもの政策等

行政活動の実施が、市民生活に大きく影響を与える次の政策等を対象とします。

- ・総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針
その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ・市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- ・広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(注1) 迅速または緊急を要するもの、軽微なもの、負担金や使用料の徴収に関する政策等は対象となりません。

(注2) 上記には該当しない政策等であっても、大規模な公共施設の整備などについて実施する場合があります。

4. 政策等の案の公表

政策等の策定過程において、その案と必要な資料を公表します。政策の案は、市のホームページへ掲載するとともに、次の場所で閲覧できます。

政策等の担当課、行政資料室(市役所 1 階)、下総・大栄支所地域振興係、中央公民館・各地区公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚・公津の杜コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター

また、パブリックコメントを実施する場合は、「広報なりた」でお知らせするなど、皆様への周知に努めます。

5. 意見等の提出

皆様からの意見等は、担当課窓口への書面の持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等により受け付けます。また、意見の提出期間は、30 日以上を原則とします。

なお、意見等を提出する際には住所及び氏名の記載をお願いします。

6. 提出された意見等の取り扱い

市では、提出された意見等を考慮しながら、政策等を策定します。また、提出された意見等の概要と、それに対する市の考え方を公表します。